大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更 した旨届出があった。

平成31年3月1日

県南広域振興局長 細 川 倫 史

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称
 - ア イオンタウン株式会社
 - イ DCMホーマック株式会社
 - ウ 有限会社 アピオ・プランニング
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺八日町一丁目300番地ほか
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の位置及び収容台数
 - (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (4) 変更しようとする年月日 平成31年10月22日
 - (5) 変更の理由 改築及び増築のため
- 2 届出年月日 平成31年2月21日
- 3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所